

SHIP 虐待防止・身体拘束適正化委員会運営規程

(2026 年 4 月 1 日施行)

第 1 条 (目的)

本規程は、株式会社 THE SHIP（以下「法人」という）が運営する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援及び特定相談支援（以下「各事業」という）において、虐待の防止及び身体拘束等の廃止・適正化を法人横断で推進するため、虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「本委員会」という）の運営に関する事項を定める。

第 2 条 (委員会の位置づけ)

1. 本委員会は、虐待防止指針及び身体拘束適正化指針に基づき設置する。
2. 虐待防止委員会及び身体拘束適正化検討委員会は、法人単位で一体的に運営する。ただし、検討事項、判断過程及び記録は区別して整理する。
3. ただし、
 - 虐待防止
 - 身体拘束の適正化それぞれについて、判断内容・記録は区別して整理する。

第 3 条 (委員会の目的)

本委員会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

1. 虐待及び身体拘束の未然防止に関する体制整備
2. 虐待又は身体拘束が疑われる事案の検証
3. 再発防止策及び改善策の検討
4. 職員への指導・周知及び意識向上
5. 研修計画の立案及び実施状況の確認

第 4 条 (委員会の構成)

1. 本委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 統括管理者又は代表者（委員長）
 - (2) 各事業所の管理者（虐待防止責任者）
 - (3) 児童発達支援管理責任者又は相談支援専門員
 - (4) 保育士・児童指導員等の職員
 - (5) その他、委員長が必要と認める者
2. 委員長は統括管理者又は代表者をもって充てる。各事業所管理者は、当該事業所の虐待防止責任者として、事案の初動、安全確保、行政通報及び是正措置を担う。

第5条（委員会の開催）

1. 本委員会は、原則として四半期ごとに定期開催する。
2. 次の各号に該当する場合は、外部通報や安全確保を遅らせることなく臨時に開催する。
 - (1) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合
 - (2) 身体拘束等を実施又は実施検討した場合
 - (3) 月次点検で重大又は継続的な課題が確認された場合
 - (4) 委員長が必要と判断した場合
3. テレビ会議システム等を活用した開催も可能とする。

第6条（検討事項）

本委員会では、次の事項について検討を行う。

① 虐待防止に関する事項

- 虐待防止体制の点検
- 職場環境・支援体制におけるリスクの把握
- 虐待又は不適切支援事案の集計・分析、行政通報後の対応及び再発防止策（委員会は虐待該当性を最終判断せず、通報を妨げない）
- 職員への指導及び周知方法

② 身体拘束適正化に関する事項

- 身体拘束廃止に向けた取組状況の確認
- 緊急やむを得ない身体拘束に関する妥当性の検証
- 三要件（切迫性・非代替性・一時性）の確認
- 身体拘束解除の判断及び再発防止策

第 7 条（記録及び保存）

1. 本委員会の開催内容については、議事録を作成する。
2. 議事録には、開催日時・出席者、検討事項、行政通報・相談状況、判断過程、職員への周知方法、是正・改善策、担当者、期限及び効果検証結果を記載する。
3. 議事録その他委員会の対応状況は、アクセス権を必要最小限に設定し、原則として 5 年間保存する。

第 8 条（職員への周知）

1. 本委員会での検討結果は、職員会議、研修、掲示等を通じて、職員全体へ周知する。
2. 周知にあたっては、具体的な支援行動に反映できる形で行う。

第 9 条（研修との連動）

1. 本委員会は、虐待防止及び身体拘束適正化に関する職員研修と連動して運営する。
2. 委員会で抽出された課題は、次回研修内容に反映させる。
3. 本委員会の年間計画、開催ログ、議事録、出席・欠席者フォロー及び是正管理は TS-FORM-30-01 に記録する。月次点検は TS-FORM-30-02 及び TS-FORM-30-03 と連動させる。

第 10 条（見直し）

本規程は、法令改正又は事業所運営の状況に応じて、必要に応じて見直すものとする。

改訂履歴：第 2 版 2026 年 8 月 11 日 適用範囲、通報手順、委員会体制、研修・保存及び関連様式を見直し。

附則

本規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。